

## 入札参加募集要項

制限付一般競争入札を下記のとおり執行致します。

平成 27 年 12 月 28 日

学校法人 津嶋学園  
理事長 津嶋光洋

### 1. 入札に付する事項

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 工 事 名           | 三郷幼稚園改築工事   |
| (2) 工 事 場 所         | 大阪府守口市大枝東町 2 番 9 号  |
| (3) 工 期             | 本契約締結の日の翌日から、平成 29 年 3 月 20 日まで<br>建物引渡しは平成 29 年 2 月 10 日   |
| (4) 工 事 種 別         | 建築一式工事  |
| (5) 工 事 概 要         | 構 造 : 鉄骨造 3 階建て<br>敷地面積 : 約 2000 m <sup>2</sup><br>建築面積 : 約 1030 m <sup>2</sup><br>延床面積 : 約 1870 m <sup>2</sup> |
| (6) 施 工 方 法         | 単体施工  |
| (7) 入 札 予 定 価 格     | 設定し、入札後公表する。  |
| (8) 入 札 最 低 制 限 価 格 | 設定し、入札後公表する。  |

## 2. 入札参加資格要件に関する事項

### (1) 入札参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 建築一式工事において平成 26・27 年度の大阪府及び守口市の入札参加有資格者であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値 P が 1,000 点以上、評点 Y が 600 点以上であること。（直近の値とする）
- ③ 平成 20 年度以降に、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造で延べ床面積 800 m<sup>2</sup>以上の幼稚園、保育園、または認定こども園の新築工事の単独施工による元請施工実績を 2 件以上有していること。
- ④ 本工事に現場代理人及び監理技術者を専任で配置できること。
- ⑤ 本工事に設備担当者を配置させること。
- ⑥ 建設業法第 15 条に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

### (2) 次に掲げる者は制限付一般競争入札に参加できない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- ③ 本工事の公告の日から入札の開札日までの間において、守口市指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）及びこれらの関連法令により規定されている反社会的団体の役員である暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営する建設業者及びこれに準ずる者
- ⑤ 申請書類及び入札書を提出期限までに提出しなかった者
- ⑥ その他特別の理由により、入札に参加することが適当でないと認められる者

## 3. 入札参加資格審査申請に関する事項

### (1) 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次に掲げる申請書類（以下（申請書等という。））を提出し、法人の入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- ② 工事実績調査書（様式第 2 号）
- ③ 配置予定監理技術者資格等調書（様式第 3 号）
- ④ 配置予定設備担当者資格等調書（様式第 4 号）
- ④ 経営事項審査結果通知書の写し（直近）

### (2) 申請書等は、入札参加資格審査申請書提出期限までに提出場所に持参し提出しなければならない。申請書等は 2 部作成の上、提出すること。

- (3) 申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とする。
- (5) 提出された申請書等は返却しない。

## 4. 申請書等の交付に関する事項

- ① 交付期間 平成 27 年 12 月 28 日(月)から平成 28 年 1 月 12 日(火)まで  
(12/29～1/3、日曜、祝日を除く。)  
午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

- ② 交付場所 大阪府守口市大枝東町 2 番 9 号  
学校法人津嶋学園 三郷幼稚園 事務室

#### 5. 申請書等の提出に関する事項

- ① 提出期間 平成 28 年 1 月 4 日(月)から平成 28 年 1 月 12 日(火)まで  
(日曜、祝日を除く。)  
午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- ② 提出場所 大阪府守口市大枝東町 2 番 9 号  
学校法人津嶋学園 三郷幼稚園 事務室
- ③ 提出方法 持参によるものとする。
- ④ 申請書等の提出書類は、A 4 版ファイルに綴じ、表紙に工事名及び会社名を記載し、提出すること。

#### 6. 入札書に関する事項

入札書には、次に定める規定に従い必要事項を記載すること。

- ① 入札書は、ボールペン又はペン等で記入すること。
- ② 入札書の日付は、11. に規定する入札の日を記載すること。
- ③ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 (取引に係る消費税及び地方消費税の額) に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は 100 分の 8 に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- ④ 入札書の金額欄にはアラビア数字を用い、金額の前枠に¥の字を記載すること。
- ⑤ 記載事項を訂正するときは、誤字に 2 重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。ただし、氏名、金額の訂正は認めない。
- ⑥ 入札書には、入札日、会社住所、会社名、代表者氏名 (本社から委任された者については受任者)、入札金額を記載し、代表者印 (受任者印) を押印すること。
- ⑦ 入札は、本人 (法人の場合は代表者) が出席し、入札書に記名、押印の上、入札するものとする。ただし、やむを得ない場合は代理人を定め委任状 (指定書式) を提出の上、入札書に本人 (法人の場合は代表者) と代理人氏名を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- ⑧ ⑦のただし書きによる委任状の提出がないときは失格とする。また代理人が本人 (法人の場合は代表者) の印鑑を持参し、その印鑑により入札することは一切認めない。委任者は届け出た使用印鑑を押印し、受任者の氏名、使用印鑑を記入及び押印すること。
- ⑨ 入札を辞退するときは、入札前にあっては、その旨の書面を学園に直接持参するか郵送するものとする。入札中にあっては、入札書の金額欄に「辞退」の旨を記載して提出するものとする。

#### 7. 入札参加資格審査及び参加業者の決定

入札参加者の決定は、申請書等の提出書類により審査し、その結果を平成 28 年 1 月 15 日 (金) 午後よりメールにて通知するものとする。また、不適格業者に対しては、不適格理由を付してメールにより通知するものとする。

#### 8. 現場説明会

- (1) 現場(入札)説明会は実施しない。ただし、希望者には設計図書交付後に、現地視察を認めるものとする。
- (2) 希望者は、入札参加資格審査申請時に書類 (様式第 5 号) にて申請すること。
- (3) 参加者は、学園が指定する現地視察の期日、時間、注意事項等を厳守すること。
- (4) 現地視察時において、質疑の受付及び回答は行わない。

9. 設計図書等の交付などに関する事項

(1) 入札要項及び、設計図書、入札書書式、委任状書式、質疑応答書書式等は、入札参加者決定通知後に宅配便にて各社担当者に送付するものとする。

① 発送日 平成 28 年 1 月 16 日 (土)

② 発送方法 CD-R 1 枚

(図面や要項は PDF、書式は WORD 又は EXCEL データとする)

③ 返却 配布した CD-R は入札時に (辞退の場合は速やかに) 返却のこと

(2) 設計図書等に関する質問事項は、質疑応答書書式により提出すること。

① 提出期限 平成 28 年 1 月 22 日 (金) 午後 3 時まで

② 提出先 (株)ジャクエツ環境事業一級建築士事務所  
大阪設計室 アドレス: [osaka-eg@jakuetsu.com](mailto:osaka-eg@jakuetsu.com)

③ 提出方法 メールにて提出

④ 質疑回答 平成 28 年 1 月 29 日 (金) 午後 3 時ごろ

⑤ 回答方法 全社にメールにて回答

10. 入札保証金

免除とする。

11. 入札日時及び場所

① 入札日時 平成 28 年 2 月 9 日 (火) 午前 11 時

② 入札場所 大阪府守口市大枝東町 2 番 9 号  
学校法人津嶋学園 三郷幼稚園

12. 最低制限価格

最低制限価格は設定する。(事後公表とする。)

13. 入札及び落札者の決定

(1) 入札は、公告及び本工事の入札要項に規定する日時及び場所において行う。

(2) 落札者の決定は、最低制限価格以上の価格をもって入札した業者のうち、最低価格で入札した業者を落札者とする。

(3) 同一落札価格で入札した者が 2 社以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 開札の結果、予定価格以下に入札者がいないときは、直ちに再入札を行う。ただし失格となった者は再度の入札に参加することができない。なお、入札執行回数は 2 回を限度とする。2 回目が終了した時点で落札者がいない場合は、最低制限価格以上の価格をもって入札した業者のうち、最低の価格で入札した者から入札額の安い順に金額交渉を行い、落札者を決定するものとする。

14. 入札の執行延期等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期又は中止若しくは取り消すことがある。

この場合、入札者が損失を受けても学園は一切の損害賠償の責めを負わない。

15. 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当した入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

(2) 公告及び本工事の入札要項に規定する入札に関する条件等に違反した入札

- (3) 指定の期日までに提出されなかった入札
- (4) 入札者の記名、押印のない入札
- (5) 同一入札について、2枚以上の入札書を提出したもの
- (6) 入札金額又は入札参加者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (7) 入札参加者の氏名、入札金額を訂正したもの及び訂正印のない削除、挿入等による入札
- (8) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (9) 再度入札にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- (11) 明らかに談合によると認められる入札
- (12) 最低制限価格未満の入札

#### 16. 入札心得

- (1) 入札参加者は、建設業法、その他関係法令及び本工事の入札要項、設計図書その他関係書を閲覧し、なお現場を熟覧のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

#### 17. 契約の締結

- (1) 契約は民間（旧四会）連合協定の契約書及び、工事請負約款に準拠する。
- (2) 本契約は落札後5日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に契約を締結するものとする。  
なお、確認申請の審査内容により契約金額に変更の必要性が生じる場合には、建築確認済証発行後、工事請負契約の追加契約等を行うものとする。
- (3) 落札者が正当な理由がなく第1号に規定する期限までに本締結を締結しないときは、落札はその効力を失う。この場合には、入札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収し、次点の札を入れたものと協議を行う。
- (4) 第1号に規定する期限について正当な理由がある場合は、書面により発注者の承諾を得て延長することができる。

#### 18. 契約保証金

工事請負契約締結までに、次のいずれかの措置を行なうこと。

- (1) 履行保証保険契約を締結すること。保証金額は、請負代金額の100分の10以上とする。
- (2) 入札参加業者以外の履行保証代理人を設定すること。

#### 19. 支払条件

- (1) 前金払                   なし
- (2) 部分払                 工期中1回（出来高の90%以内）
- (3) 竣工後               大阪府及び守口市補助金入金後、残金全額支払い。

#### 20. 一括下請負の禁止

元請負人は、請負った建設工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に請負わせてはならない。

#### 21. 公表

予定価格及び最低制限価格については、入札執行後公表するものとする。

## 22. その他

- (1) 入札参加者は、入札要項、設計図書等を熟読し、建設業法、同法施行令等の関係法令、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 落札者は、入札後同日に工事費内訳書及び工事工程表を提出しなければならない。
- (3) 本工事受注者は、建設工事保険、火災保険、賠償（一般）責任保険等に参加し、当該証券又はこれに代わるものの写しを提出しなければならない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 入札者は、入札後、公告等入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (6) 落札金額において見積内容の漏れがあった場合、応札者責任で必要工事を実施することとし、追加費用は認めないものとする。
- (7) 元請負人が下請負契約及び建設材料等を発注する場合、暴対法及びこれらの関連法令により規定されている暴力団員が経営する業者又は暴力団員が実質的に経営する業者及びこれに準ずる者に請負わせてはならない。
- (8) 18. 契約保証金並びに 19. 支払条件について、万が一、行政の指導により変更となる場合は、改めて通知を行なうものとする。
- (9) 申請書等及び入札に関する問合せは、メールで受け付けるものとする。

### 問合せ先

設計：株式会社ジャクエツ環境事業一級建築士事務所  
大阪設計室 嶋田、片山  
osaka-eg@jakuetsu.com